

公益財団法人福岡市学校給食公社広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人福岡市学校給食公社（以下「公社」という。）が保有する資産を広告媒体として有効に活用し、民間企業等の広告を掲載することにより公社の新たな財源の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する公社資産のうち広告掲載することが可能なものをいう。
 - ア 公社ホームページ
 - イ その他広告媒体として活用できる資産
- (2) 広告事業者 公社が保有する資産に広告掲載をしようとする者をいう。

(広告掲載の基本原則)

第3条 広告掲載を行う場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域の社会及び経済の健全な発展等を図るため、次のことに留意しなければならない。

- (1) 公正で誠実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、真実を伝えるものであること。
- (5) 広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること。

(広告掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載又は掲出しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張に関するもので理事長が不適當であると認めるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係するもの又はそのおそれがあるもの

(9) 福岡市広告事業実施要領第10及び第11の各号に該当するもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、掲載又は掲出する広告として不相当であると理事長が認めるもの。

(広告媒体の種類等)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告掲載料及び選定方法等については、当該広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告事業者の責務等)

第6条 広告事業者は、広告の内容に関すること及びネット広告ではリンク先のページの内容を含んだ一切の事項に起因すること等により、第三者からの苦情、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任及び負担においてこれらを解決しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、広告に関することについては、福岡市広告事業実施要領及び福岡市ネット広告表現ガイドラインの規定に準ずるものとする。

2 その他、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。